

## 東御市官民境界確認事務取扱要綱

平成21年 3月23日

東御市告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市が路線の認定を行い管理している道路及び東御市公共物管理条例(平成16年東御市条例第149号)第2条に定める公共物(以下「道路等」という。)における官民境界確認事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(官民境界確認事務の範囲)

第2条 官民境界確認事務は、道路等に隣接する土地所有者から申請があった場合又は市長が必要と認める場合において、この告示の定めるところにより行うものとする。

(官民境界確認の申請)

第3条 官民境界確認の申請ができる者は、申請地の登記簿上の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において市長が認めたときは、当該各号に定める者が申請を行うことができる。

- (1) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合は、その者(売買契約書、土地売渡承諾書その他の所有権を証する書面を添付する者に限る。)
- (2) 登記簿上の土地所有者が遠隔地に居住し、又はその他特別な事由により申請ができない場合は、土地所有者が委任した者(委任状(様式第1号)を添付する者に限る。)

(申請の手続)

第4条 官民境界確認の申請者は、官民境界確認証明申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる図書(前条各号の規定に該当する場合にあっては、当該各号に定める書類を含む。)を添付し、市長に1部を提出するものとする。

- (1) 位置図(案内図) 縮尺は、100分の1から2,500分の1までとし、周辺の地形、縮尺、方位及び建物その他主要な地上物件を記入した図面に申請箇所を朱書きで表示したもの
- (2) 公図の写し 法務局備付けのものとし、申請箇所及びその隣接地全部を転写したものに申請箇所を朱書きで表示したうえで、公図番号、字名及び公図の転写年月日を記入し、転写者が記名押印すること。この場合において、申請地が公図と公図にまたがるときは、両方の公図の写しを添付すること。
- (3) 地積測量図 申請地、隣接地等の官民境界確認に係る土地の法務局備付け地積測量図を添付すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(現地立会)

第5条 現地立会は、原則として申請者（その代理人を含む。以下この条において同じ。）及び隣接地等（おおむね4 m未満の道路に隣接する申請地にあつては、対側地を含む。以下この条において同じ。）の土地所有者により行うものとする。この場合において、隣接地等の土地所有者が同日立会できない場合は、申請者は、その者と事前に立会し、隣接地等との境界を明示しておかなければならない。

2 市と申請者が立会により相互間の官民境界を確認し、第7条の規定による境界確定図を作成した後、申請者は、申請地にコンクリート杭、金属プレート等の境界標を設置するものとする。

3 申請地に境界標を設置できない場合において、申請者は、原則として官民境界を座標により管理し、申請地に境界が復元できるようにしておかなければならない。

（官民境界確認書）

第6条 市と申請者は、官民境界を確認した後、官民境界確認書（様式第3号）を取り交わすものとする。

2 登記簿上の土地所有者と異なる者と官民境界確認書を取り交わす必要がある場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 申請者の現住所が登記簿謄本に記載の住所と異なっている場合は、住民票、商業登記簿謄本その他の住所異動の確認ができる書類を添付すること。

(2) 登記簿上の所有者が死亡している場合は、戸籍謄本その他の相続を確認できる書類を添付すること。この場合において、相続人が複数である場合には原則として連名で官民境界確認書を取り交わすものとする。

(3) 登記簿上の所有者が未成年者等の場合は、法定代理人であることを証する書類を添付すること。

（境界確定図）

第7条 申請者は、官民境界を確認した後、速やかに境界確定図を2部作成し、官民境界確認書を取り交わす際に添付しなければならない。

2 申請者は、前項の境界確定図の作成にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意して作成しなければならない。

(1) 境界確定図は、申請地に境界の復元が可能なものとし、実測平面図及び横断面図を必ず記入すること。

ア 光波測量により座標求積した場合は、各測点ごとの座標値を記入すること。

イ 申請地、隣接地及び対測地の字名及び地番、求積図、求積表、縮尺、方位並びに境界標（第5条第2項の規定により設置したもの）を明示すること。

ウ 作成者の資格及び氏名、測量年月日並びに作成年月日を明記し、作成者が押印すること。

- (2) 道路等と申請地の境界線は、朱線で表示し、点間距離を明記すること。
- (3) 申請地と隣接する土地の境界線及び境界点を表示すること。

(隣接同意)

第8条 官民境界確認書には、申請地に隣接する土地所有者の同意書（様式第4号）を添付しなければならない。

2 前項の土地所有者の同意書には、境界確定図と同じ図面を添付し、隣接土地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所及び氏名を記入の上押印するものとする。

3 第1項に規定する同意書のほか、必要に応じて申請地の対側地の土地所有者の同意書を添付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 以前に官民境界確認書を取り交わし、申請地に当時の境界標が残されており、土地所有者が同一人で生存している場合
- (2) 対側地に側溝等の工作物が設置され、法務局備付け地積測量図、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図その他の地図等による幅員が確保できる場合

(筆界確認書)

第9条 国又は地方公共団体が行う事業により官民境界確認を行う場合には、筆界確認書に公印を押印することにより前条の隣接同意に代えることができる。ただし、隣接する土地所有者の同意書の写し及び現地立会の成果物を納めなければならない。

(申請書類の返却)

第10条 申請書類の返却は、申請者による取下げの申立てがあった場合に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が申請者に対し、申請書類を返却するものとする。

- (1) 申請者が申請地の権原がない場合又は権原がなくなった場合
- (2) 申請者が申請地の土地所有者の委任を受けていない場合
- (3) 申請地付近の現況が公図と相違している場合
- (4) 申請地と隣接地が土地について係争中の場合
- (5) 隣接地の土地所有者の境界同意が欠けている場合
- (6) 官民境界線について確認の合意に至らなかった場合
- (7) 申請者に対して確認の合意前に提出を求めた図書等を相当期間経過後（おおむね3箇月連絡がない場合）も提出しない場合
- (8) 官民境界線について確認の合意後、3年経過後も官民境界確認書を提出しない場合  
(事務の代理)

第11条 行政書士等が申請者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合には、委任の

範囲を明確にした委任状を提出したうえで、委任状に記載の事務を行うことができるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、道路等の官民境界確認に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。